

「空き家問題」が原因で「相続」にも影響が…

空き家の多くは、相続が原因で発生しています。
私には関係がないと思っていませんか？



さまざまな事情で「空き家」になる原因

- 親が亡くなり相続の問題が生じている
- 登記簿の名義変更手続きをせずにいたため、法定相続人が複数人になっている
- 独り暮らしをしていたが、高齢になり施設に入所した
- 老朽化した建物にお金をかけられないため、引っ越した
- 親戚付き合いがなかったが突然法定相続人になった…等々

相続が発生する前に準備をしておくことが大切です！

【登記を確認】

登記簿上の所有者が誰になっているのか確認しましょう。(登記簿は法務局で誰でも閲覧・取得できます)

【専門家への相談】

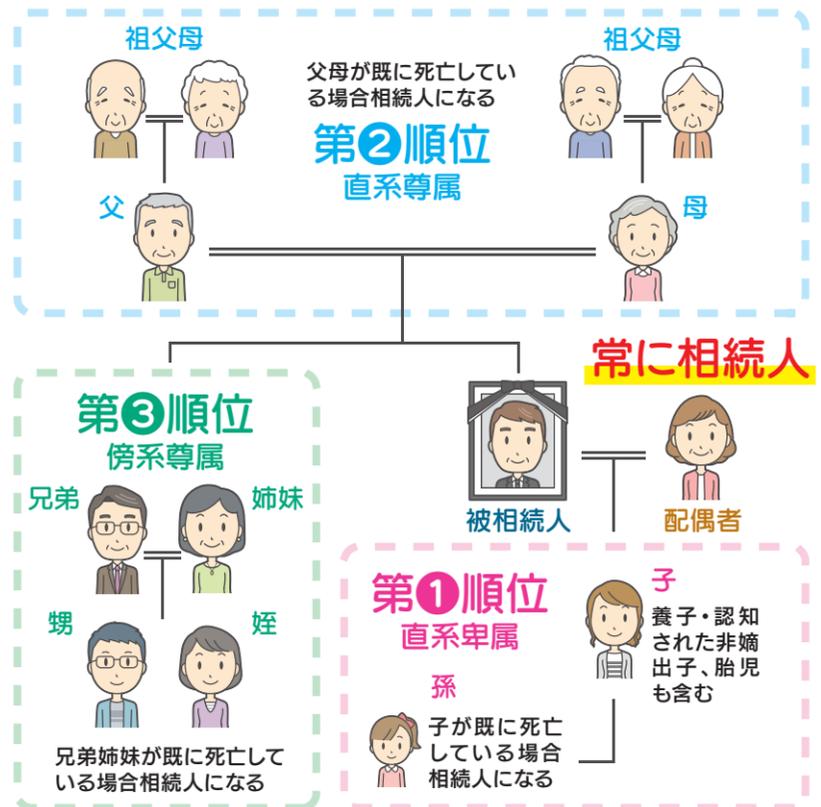
相続人同士の権利関係の調整や登記名義変更手続きなど、必要に応じて弁護士、司法書士などの専門家に相談しましょう。

【相続登記を行う】

相続で建物を所有することになったら不動産の登記を済ませましょう。(放置すると権利関係が複雑化し、遺産分割協議に多大な労力・時間がかかります)

相続の順位(法定相続人)

- 被相続人の死亡により相続が発生、遺言書がなければ民法に定められた相続の順位となり、相続人同士の話し合い(遺産分割協議)が行われます。
- 相続人同士の話し合い(遺産分割協議)をせずに放置していると権利関係が複雑になり、被相続人の孫や甥・姪など疎遠の人たちとの話し合いが必要となります。



空き家を所有することになったら相談窓口にご連絡を…

空き家の相続や法律問題などの専門的な相談内容については、下記の専門相談窓口にご相談ください。

【空き家専門相談窓口】

団体名	電話番号	相談の専門分野
大阪司法書士会 (司法書士総合相談センター)	6943-6099	相続・権利関係
大阪弁護士会 (空家・財産管理人無料電話相談受付窓口)	6364-5500	空家・財産管理等 (関連する相続・成年後見等の法律問題も含む)
大阪府行政書士会	6943-7501	所在調査・相続手続
近畿税理士会 (もしもし税金相談室)	050-8880-0033	税務一般
大阪土地家屋調査士会	※面談のみ	土地境界
(一財)大阪住宅センター	6253-0239	既存住宅保険

【その他の相談窓口】

●大阪市立住まい情報センター

住まいに関する相談(住まいを借りるときや購入する際の質問、建築、リフォームなど)

☎ 6242-1177

一般相談は予約不要・専門相談は予約制
開館時間:平日・土曜 9時~19時 日曜・祝日 10時~17時
休館日:火曜(祝日の場合は翌日)、祝日の翌日(日曜・月曜の場合を除く)、年末年始

●大阪市シルバー人材センター(西部支部)

空家の管理(空家の植木剪定、除草・建物周辺の清掃などの依頼)

☎ 6543-7011

●大阪府建築部 居住企画課 施策推進グループ

大阪府住宅リフォームマイスター制度(安心して住宅リフォームができる事業者を紹介する制度)のご案内

☎ 6210-9708 FAX 6210-9712

✉ kyojukikaku-g07@gbox.pref.osaka.lg.jp

【港区役所における空家相談窓口】

協働まちづくり推進課(安全・安心)

☎ 6576-9743 FAX 6572-9512